

# 奨学制度

## ○学納金減免制度

看護学部では在学中の成績優秀な学生に対して、学納金の一部を減免する制度があります。毎年4月に学年次（1学年次を除く）ごとに、前年度の成績、出席状況、勉学態度等を総合評価の上決定します。

対象者は、各学年次の規定された要件を満たす成績上位10名以内の者で、これらの者に対して前学期分の教育充実費及び実験実習費を全額免除します。このうち、特に優秀と認められる者（3名以内）については、後学期分の教育充実費及び実験実習費についても全額免除します。

## ○日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構は、国の育英奨学事業の実施機関であり、大学から推薦された者（学業・人物ともに優秀であって、経済的に貸与が必要な者）について選考の上、学資の貸与を行っている機関です。

### 1 奨学生の種類

- (1) 第一種奨学生（無利子で奨学金を貸与。以下「第一種」という。）
- (2) 第二種奨学生（有利子で奨学金を貸与。以下「第二種」という。）
- (3) 給付奨学生（原則として返還義務のない奨学金を支給。以下「給付」という。）

### 2 奨学金の貸与月額

第一種	それぞれ次の月額から選択					
	自宅通学者	54,000円	40,000円	30,000円	20,000円	
	自宅外通学者	64,000円	50,000円	40,000円	30,000円	20,000円
第二種	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円
	80,000円	90,000円	100,000円	110,000円	120,000円	
給付			第一区分	第二区分	第三区分	
	自宅通学者	38,300円		25,600円	12,800円	
	自宅外通学者	75,800円		50,600円	25,300円	

※「区分」は世帯の所得金額に基づく区分に応じて決定します。

なお、入学時特別増額貸与奨学金（有利子）として、看護学部第1学年において、入学月を始期として奨学金の貸与を受ける者は、希望により、入学月の基本月額（第一種または第二種）に100,000円、200,000円、300,000円、400,000円又は500,000円増額して貸与できます。

（貸与条件があります。）

### 3 奨学金の返還

返還は、日本学生支援機構法により最長20年間の月賦返還等で行われます。

#### \*注意事項

- ・採用後であっても、学業成績が不振となったとき、奨学金を必要としなくなったとき、その他奨学生として適当でないときは、奨学金の交付が停止・廃止されることがあります。
- ・募集の時期にはその旨掲示するので、学生支援課で所定の手続きをとってください。また、

志願者は、常に注意して、出願の機会を逃したり出願期限に遅れたりしないようにしてください。

#### 4 第一種及び第二種予約採用候補者の進学手続

本学入学前に、大学進学後第一種又は第二種奨学生となることを予約した者は、大学を通じ日本学生支援機構に進学届を提出してはじめて本採用されることになっています。この進学届を提出しないときはその資格を失うことになるので、入学後、直ちに学生支援課に申し出てください。

#### 5 第一種緊急採用及び第二種応急採用

募集時期以外でも、主たる家計支持者の失職、死亡若しくは火災等による家計急変のため、又は災害を受けたことにより緊急に奨学金を必要とする事態が生じたときには、直ちに学生支援課に申し出てください。

#### 6 授業料等減免制度について

本学は、文部科学省に対して高等教育の修学支援新制度の機関要件確認申請を行い、正式に対象機関として確認されました。

##### 高等教育の修学支援新制度について (実施時期：令和2年4月1日/通常国会で法成立：令和元年5月10日)

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)より】

\*政省令：令和元年6月28日公布

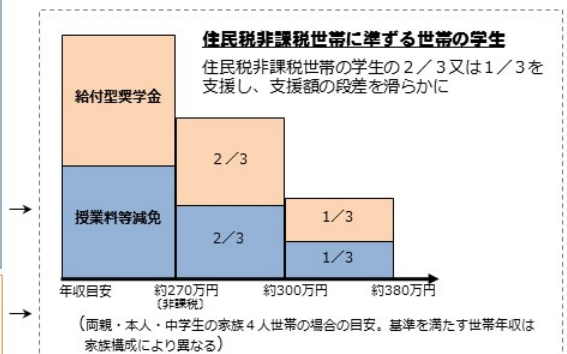
<p>【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校</p> <p>【支援内容】①<b>授業料等減免制度の創設</b> ②<b>給付型奨学金の支給の拡充</b></p> <p>【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生 (令和2年度の在學生(既入学者も含む)から対象)</p> <p>【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行</p>	<p><b>令和2年度予算(案)</b> 4,882億円</p> <p>授業料等減免 2,528億円※ 給付型奨学金 2,354億円 ※公立大学等及び私立専門学校に係る 地方負担分(392億円)は含まない。</p> <p>国・地方の所要額(案) 5,274億円</p>
--	--

**授業料等減免**

○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円



**給付型奨学金**

○日本学生支援機構が各学生に支給

○学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立	大学・短期大学・専門学校	自宅生	約35万円、自宅外生	約80万円
国公立	高等専門学校	自宅生	約21万円、自宅外生	約41万円
私立	大学・短期大学・専門学校	自宅生	約46万円、自宅外生	約91万円
私立	高等専門学校	自宅生	約32万円、自宅外生	約52万円

- 支援対象者の要件**
- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
  - 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件
- 大学等の要件**：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象
- 学問探究と実践的教育のバランスが取れた大学等
  - 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm))

### ○その他

民間育英団体の奨学金など、大学を通して募集があるものに関しては、その都度掲示します。地方公共団体等の奨学金は大学を通しての募集がないので、出身地の教育委員会などへ問い合わせてください。